

鹿島市告示第16号

地方税法第416条第1項の規定により、下記のとおり令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行うので、同条第3項の規定により告示する。

記

1. 縦覧の場所 鹿島市役所（1階）税務課
2. 縦覧期間 令和 7年 4月 1日（火）から
令和 7年 6月 2日（月）まで
ただし、土曜、日曜、祝日を除く。
3. 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

令和 7年 3月 24日

鹿島市長 松尾 勝利

